

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第59号**

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第5条関係)			別表第3(第5条関係)		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
略			略		
産業技術センターの出納員	略		産業技術センターの出納員	略	
計量検定所の出納員	計量検定所の収入取扱員	<u>特定計量器の定期検査手数料及び検査結果証明書の交付手数料(それぞれ計量検定所内において収納するものを除く。)</u> 、検査用具の貸付料並びに行政文書公開手数料等の収納			
農業試験場の出納員	略		農業試験場の出納員	略	
略			略		

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係) 1~6 略	別表(第2条関係) 1~6 略

7 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）に定める手数料。  
ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 国又は地方公共団体が納付する手数料

(2) 計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の定期検査手数料（香川県計量検定所内において収納するものを除く。）

(3) 検査結果証明書の交付手数料（香川県計量検定所内において収納するものを除く。）

7 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）に定める手数料。  
ただし、国及び地方公共団体が納付する手数料を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。